

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年1月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月26日から同年2月15日まで縦覧に供する。

平成28年1月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西谷川地区	観音寺市経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 岡池地区	〃
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 玉田1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 村道下2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 黒渕中河原地区	〃
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 吉池地区	三豊市建設経済部土 地改良課